

第4 事業実施計画の詳細

1. 整備事業実施計画詳細

(1) 規模決定基礎等

ア. 規模決定基礎

※整備事業の規模決定（小規模土地基盤整備等の規模，導入する機械の能力，台数，施設の規模，処理能力，附帯施設の能力，数量等）をした計算過程をその根拠となる栽培面積，生産量，処理・加工量，出荷量，育苗期間，植付期間，収穫期間，出荷期間，利用計画，機械・施設等の能力，既存の機械・施設の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。

イ. 事業実施予定場所等

事業の内容（施設等名）	導入予定場所	面積	取得方法	取得時期	備考
	(市町村) (番地)	(㎡)		年 月	

(注) 1 「取得方法」及び「取得時期」の欄については，共同利用施設整備及び共同利用機械整備を実施する場合に記入すること。

2 備考欄については，穀類等乾燥調製貯蔵施設（米麦）及び乾燥調製施設（米麦大豆）を整備する場合には，地耐力（t/㎡）及びその調査方法（ボーリング（m，点））を記入すること。また，廃液処理設備（共同育苗施設），集排塵設備（穀類等乾燥調製貯蔵施設及び乾燥調製施設），農業廃棄物処理施設等を整備する場合にあっては，設備の周辺環境図を添付すること（住宅地，公共施設（病院，学校等），工場，店舗等を明記するものとし，開発される可能性のものも含む。）。

(2) 機械・施設の整備状況及び利用計画等

ア. 既存の機械・施設の利用状況

実施年度	事業等名	事業の内容 (機械・施設名等)	事業実施 主体名	受益 農家 戸数	受益面積 処理量 (ha, t)	規模・ 能力	仕様	事業費	利用の状況に関する説明	
									利用率 (%)	

(注) 1 整備しようとする機械・施設に関連する既存施設・機械について記入する。

2 「事業等名」の欄には，具体的な事業名，資金名，自費等を記載する。

3 「利用率」の欄は計画時点の処理量に対する現況処理量で表す。

4 「利用の状況に関する説明」の欄には，既存の機械・施設がありながら新設の機械・施設を導入する理由を簡潔に記述する。（利用率＝実際の使用÷計画目標）

5 施設整備においては，既存施設と新設施設の関係について概念図を添付する。

イ. 機械・施設の利用計画

(ア) 機械・施設利用計画

施設・機械名	作目及び作物・畜種名	利用期間		利用日数		月別利用計画												年間処理・生産量	備考
		現在	目標	現在	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		月旬 ～月	月旬 ～月	日	日														

(注) 月別利用計画の欄については以下の点に留意し、記載すること。

- 共同利用施設について、
 - 乾燥調製施設、穀類等乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、畜産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、農業廃棄物処理施設等については、原則としてその処理量（tもしくはkg）を記載すること。
 - 共同育苗施設については、原則としてその供給量（箱もしくは本数）を記載すること。
 - 用土等供給調製施設等については原料供給量（tもしくはkg）及び生産量（tもしくはkg）を併記すること。
 - 産地管理施設、農産物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設等については、その内容に応じた客観的指標（単位は任意）もしくは具体的内容（作業体系）を記述すること。
- 共同利用機械については、利用面積もしくは稼働面積（ha）等を記入し、必要に応じて、作業体系図等を添付すること。

(イ) 施設利用計画（施設導入の際には以下も記入すること。）

施設の種類の (施設名, 事業対象作物 等名)	区分	当該施設の 受益面積等 (現行) (ha若しくは 頭羽数)	地区の カバー率	当該施設の 受益面積等 (目標) (ha若しくは 頭羽数)	地区の カバー率	当該施設の 目標年度の 処理量 a	処理量の過去3カ年の実績						備考
							3年 前 b	利用率 b/a	2年 前 c	利用率 c/a	前年 度 d	利用率 d/a	
施設名	作物・畜種名	ha	%	ha	%	t	t	%	t	%	t	%	
	既存施設												
	本事業の導入施設												
計													

- (注)
- 新たに本事業で施設を導入する事業実施地区において、本事業で導入する施設・機械及びその他補助事業等で導入した同種の施設について、事業対象作物別に記入する。
 - 「既存施設」の欄は、現在まで各種補助事業等で導入した、作物別の施設とし、その施設が複数ある場合は、欄を適宜区分してすべて記入する。
 - カバー率は、当該地区の作付面積（若しくは頭羽数）に対する当該施設の受益面積（若しくは受益の頭羽数）の比（%）を記入する。
 - なお、コスト低減、経費の節減等の観点から事業計画の外、当該施設を利用可能な他作物についての利用が図られているものについては、「備考」の欄に記入する。
 - 参考として、市町村又は農協管内の当該施設に係る施設設置状況及びカバー率がわかる資料を添付する。
 - 「共同利用機械」の場合は本様式を適宜変更し記入する。
 - 米麦のカントリーエレベーター又はライスセンターを整備する場合には、穀又は麦の荷受体づくりに関して、コンバインの利用状況及び計画として、(ウ)の機械利用計画を作成・添付すること。

(ウ) 機械利用計画（機械導入の際には以下も記入すること。）

機 械 名：

		個人所有機械				共同所有機械				計			備 考
		規格	台数	利用面積等	利用農家数	規格	台数	利用面積等	利用農家数	利用面積	利用農家数	オペレーター数	
既 存	個人利用		台	ha	戸		台	ha	戸	ha	戸		特定高性能農業機械導入計画の下限面積： h a
	共同利用												
	計												
目 標 年 度	個人利用												
	共同利用												
	本事業で導入する機械												
	計												

- (注) 1 「個人所有機械」の欄は、所有形態が個人所有であるものを記入すること。
 2 「共同所有機械」の欄は、所有形態が共有又は組織有であり、複数の農家で所有するものを記入すること。
 3 「規格」の欄は、規格・能力別に段を分けて記入すること。
 4 「オペレーター数」の欄は、当地区のオペレーターの確保状況を記入すること。
 5 「既存」の欄は、新たに本事業で機械を導入する事業実施地区について、同種で現在利用可能な機械のすべてについて、利用する作物ごとに記入すること。ただし、土壌土層改良機械については作物ごとに分ける必要はない。
 6 「目標年度」の欄は、「既存」の欄で記入した台数のうち、事業の目標年度まで利用せずに処分する台数を除いた値を記入すること。
 7 「個人利用」の欄は、利用形態が機械所有農家の農地(借地を含む)での利用だけに限るものを記入すること。
 8 「共同利用」の欄は、利用形態が作業受委託により複数の農家において利用を行うものを記入すること。
 9 「本事業で導入する機械」の欄において、1台当たりの稼働能力(面積)は、原則として都道府県の特定高性能農業機械導入計画の下限面積を下回らないものとする。
 10 備考欄には、本事業で導入する機械の有効利用計画として、地区外からの受託等に係る利用面積及び地区内の事業対象作物以外の作物への利用がある場合、その作物名及び面積を記入すること。また、都道府県の特定高性能農業機械導入計画の下限面積を記入すること。
 11 本様式では事業実施地区における機械の所有形態及び利用形態を表すのが不可能な場合は、本様式に準じて様式を作成し、備考等にその内容を記載すること。

(エ) 機械・施設の貸付に関する計画

対策事業名	事業種目名	対象機械・施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	管理の役割分担
				例 ○○運営組合	例 年間通じて貸付 水稲収穫期間	例 通常の保管場所 整備点検の実施者

ウ. 機械・施設の施行方法及び施工業者選定方法の計画

施行方法		
施工業者選定方法		
入札（競争見積）による場合	指名業者選定の考え方	
	指名候補業者名	
	入札立会予定者	
随意契約による場合	随意契約を選択する理由	
	価格の適正性の判断基準	
	候補業者名	

- (注) 1 記入にあたっては、「農業・食品産業競争力強化支援事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いの制定について」（平成17年4月1日付け16生産第〇号農林水産省総合食料局長，経営局長，生産局長通知）第1の1から4までに注意すること。
- 2 工種毎（土木工事，建築工事，製造請負工事等）で施行方法が違う場合は，工種毎に区分して記入すること。
- 3 「施行方法」欄は，「直営施行」，「請負施行」，「委託施行」，「系統施行」のいずれかを記入する。
- 4 「施工業者選定方法」欄は，「一般競争入札」，「指名競争入札」，「系統施行における競争見積」，「随意契約」のいずれかを記入する。
- 5 「指名業者選定の考え方」欄は，指名競争入札又は系統施行による競争見積を予定する場合に，どのような基準及び条件によって業者を指名するのか，その考え方を記入する。
- 6 「指名候補業者名」欄は，当該事業の計画策定時点における指名候補業者名をすべて記入する。
- 7 「入札立会予定者」欄は，行政機関（都道府県及び市町村）から入札への立会が予定されている場合に入札立会予定者の所属及び役職名を記入する。
- 8 「随意契約を選択する理由」欄は，随意契約を選択する合理的な理由を記入する。
- 9 「価格の適正性の判断基準」欄は，随意契約価格が適正であることをどのように判断するのかを記入する。
- 10 「候補業者名」欄は，当該事業の計画策定時点における候補業者名を記入する。

エ. 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置の活用見込み

課税標準の特例措置の活用見込み	不動産取得税	固定資産税
-----------------	--------	-------

- (注) 1 活用する見込みのものを「○」で囲むものとする。
- 2 不動産取得税の課税標準の特例措置とは地方税法附則第11条1項の特例措置であり，農業協同組合，農業協同組合連合会及び農事組合法人等が政府の補助を受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための農林漁業者の共同利用に供する保管，生産及び加工の用に供する施設が対象である。
- 3 固定資産税の課税標準の特例措置とは地方税法第349条の3第4項の特例措置であり，農業協同組合，農業協同組合連合会，農事組合法人等が500万円以上の政府の補助を受けて取得した農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置で1台又は1基の取得価額が330万円以上のものが対象である。

オ. 各種制度資金の利用計画

1. 農業近代化資金	借入資金額	千円
2. 農林漁業金融公庫資金	借入資金額	千円
3. その他資金名（具体的な資金）	借入資金額	千円

(注) 国の補助及び都道府県，市町村の負担を除く事業実施主体の負担において，借入計画がある場合は資金別に記入する。

(3) 補助対象上限事業費計算表

上限事業費対象 機械・施設名	作物名	事業費 A + B	上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
		千円	千円	千円	
			上限事業費対象の単位当たり 事業費 千円		
			(上限事業費) 千円		

- (注) 1 要綱第3の4, 要領別記1の第1の5及び別表2によって補助対象となる上限事業費が定められている機械・施設を整備する場合は, この表を作成し, 事業実施計画書とともに提出するものとする。
 2 上限事業費対象機械・施設名は, 別表2の「生産局長等が別に定める機械・施設」とする。
 3 上限事業費対象事業費Aの欄は, 別表2の「生産局長等が別に定める額」との比較ができる内容とし, 「上限事業費対象の単位当たり事業費」は, 当該機械・施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。
 4 上限事業費対象事業費Aの欄の下段(上限事業費)は, 導入する機械・施設の別表2における「生産局長等が別に定める額」を記入する。
 5 上限事業費対象外事業費Bの欄は, 補助対象外事業費, 消費税, 設計費, 系統施行管理料等とする。

(4) 費用対効果分析(投資効率)

「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地期間施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」(平成31年4月1日付け30生産第8263号、30生産第221号、30政統第2195号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知)により算出し, それを添付するものとする。

(5) 添付資料

- (ア) 事業実施地区の位置図
- (イ) 機械・施設の規模決定根拠
- (ウ) 機械・施設等の配置図, 平面図, 事業費の積算(概略設計), 見積書(2社以上), 導入機械施設のカatalog
- (エ) 管理運営規定等
- (オ) 収支計画
- (カ) 農家意向調査結果
- (キ) 果樹の取組にあつては, 産地計画(産地計画の策定になじまない場合を除く)
- (ク) 野菜の取組にあつては, 産地強化計画(産地強化計画がない場合はそれに準ずる資料)
- (ケ) その他地方農政局長が特に必要と認めるもの